

「学校の運動部活動に係る活動方針」

愛媛県立宇和島水産高等学校

スポーツ庁が平成 30 年 3 月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、本校の運動部活動の在り方に関する方針を以下のように定める。

1 基本方針

部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学生生活を経験する有意義な活動である。全教職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と心身の健全な成長を図り、生涯にわたって豊かなスポーツライフを築くための基礎をつくる。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 運動部顧問は、年間の活動計画並びに活動実績を作成し、校長に提出する。
- (2) 年間の活動計画及び活動実績を生徒・保護者に伝達し、本校ホームページで公開する。
- (3) 管理職による部活動の観察や部活動顧問との面談を定期的を実施し、生徒が安全に部活動を行い、顧問の負担が過度にならないよう、適宜、指導・是正を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な部活動の推進

- (1) 事故の未然防止のため、施設整備の点検を定期的を実施する。また、熱中症予防の観点から気象庁等の情報に十分留意し、気温・湿度など環境条件に配慮した活動を行う。熱中症指数計の使用も適宜行う。
- (2) 各ハラスメント・体罰等の根絶を徹底する。
- (3) 各部顧問及び生徒に対して、事故発生時等の初期対応、連絡体制の周知を徹底し、心肺蘇生法・AED 使用に関する研修を実施する。

4 適切な休養日等の設定

運動部活動における休養日及び活動時間については、本校の生徒や地域の実態及び競技の特性や活動環境、学校運営の実情等を考慮し、以下のように定める。

- (1) 年間平均で、週当たり 2 日程度の休養日を設ける。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り返る。
- (2) 1 日の活動時間は年間を通して平均 2 時間程度、部活動終了時刻は 19 時まで（11 月から 3 月までは 18 時）とし、休業日は 3 時間程度を原則とする。（練習試合等特別な場合は除く。）
- (3) 運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期休業日等においては 1 週間程度の休養日を設ける。
- (4) 自然災害等の被害防止も含め、生徒の安全に配慮して活動の中止や活動時間の変更など、柔軟に対応する。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- (1) 多様な生徒のニーズに応えるため、社会体育等で継続的に活動している生徒が各種大会等への参加を希望する場合、その活動状況を考慮し、参加出来るように顧問を配置する。
- (2) 部員数等の問題により、満足な活動ができない場合には、学校の実情や地域の要望、生徒の多様なニーズ等を踏まえ、部の再編や合同部活動等の積極的な運用を図る。

6 その他

文化部活動についても、その趣旨を鑑み、本方針に準ずるものとする。